

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。第三十七条、第五十七条及び第八十八条第四項を除き、以下「規則」という。）第六条の六第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の第二項の児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第三項の放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第四項の居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項の保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（療養介護の取扱方針） 第十六条 1略</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二略</p> <p>三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。第三十七条、第五十七条及び第八十八条第四項を除き、以下「規則」という。）第六条の六第一号の自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第二号の自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号の就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（同条第二号の就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の第二項の児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項の医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項の放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第五項の居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第六項の保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。</p> <p>（療養介護の取扱方針） 第十六条 1略</p>

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 略

(療養介護計画の作成等)

第十七条 1 略

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 略

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介

2・3 略

(療養介護計画の作成等)

第十七条 1 略

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 略

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項の療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介

護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項の指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9・10略

11 第二項から第八項までの規定は、第九項の療養介護計画の変更について準用する。

（サービスマニージメント責任者の責務）

第十八条 1略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一・二略

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）

（）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に並び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とすること。

(1) (3)略

ロ 略

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行

護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9略

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

（サービスマニージメント責任者の責務）

第十八条 略

第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一・二略

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）

（）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に並び、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とすること。

(1) (3)略

ロ 略

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生

う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

二略

四略

2・3略

4 第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8略

(職員の配置の基準)

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一略

二 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

ロ略

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とすること。

二略

三略

2・3略

4 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要

活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

二略

四略

2・3略

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8略

(職員の配置の基準)

第五十二条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一略

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とすること。

ロ略

ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とすること。

二略

三略

2・3略

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退

な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 9 略

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十一条の二の就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 略

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四条から第三十八條まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同條第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八條中「前條」とあるのは「第五十五条において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三

を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 9 略

(地域生活への移行のための支援)

第五十四条 自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十三条第一項の就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 略

(準用)

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六條まで、第二十八條から第三十二條の二まで、第三十四条から第三十八條まで、第四十条、第四十一条及び第四十四条の二から第四十九条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八條第二項」と、同項第三号中「第三十條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十條第二項」と、同項第四号中「第三十二條第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二條第二項」と、第十六條第一項中「次條第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次條第一項」と、第十七條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八條中「前條」とあるのは「第五十五条において準用する前條」と読み替えるものとする。

(準用)

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三

項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては六人以上、宿泊型自立訓練にあつては十人以上」と読み替えるものとする。

（規模）

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第六十三条 就労移行支援事業者が就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 四略

2 6略

項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十四条の二から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）にあつては六人以上、宿泊型自立訓練にあつては十人以上」と読み替えるものとする。

（職員の配置の基準）

第六十三条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 四略

2 6略

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二條の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模等に関する特例)

第八十八条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事

(準用)

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十二條第三項、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二條の二まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十四条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模等に関する特例)

第八十八条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事

業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号。以下「指定通所支援条例」という。）第五条の指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第六十六条の指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合にあつては、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一～三略

2
2
4
略

附 則

（生活介護事業所に置くべき職員に関する経過措置）

第二条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

一・二略

2
略

業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成二十四年岡山県条例第四十九号。以下「指定通所支援条例」という。）第五条の指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援条例第五十六条の指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援条例第六十六条の指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が二十人以上である場合にあつては、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一～三略

2
2
4
略

附 則

（生活介護事業所に置くべき職員に関する経過措置）

第二条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

一・二略

2
略